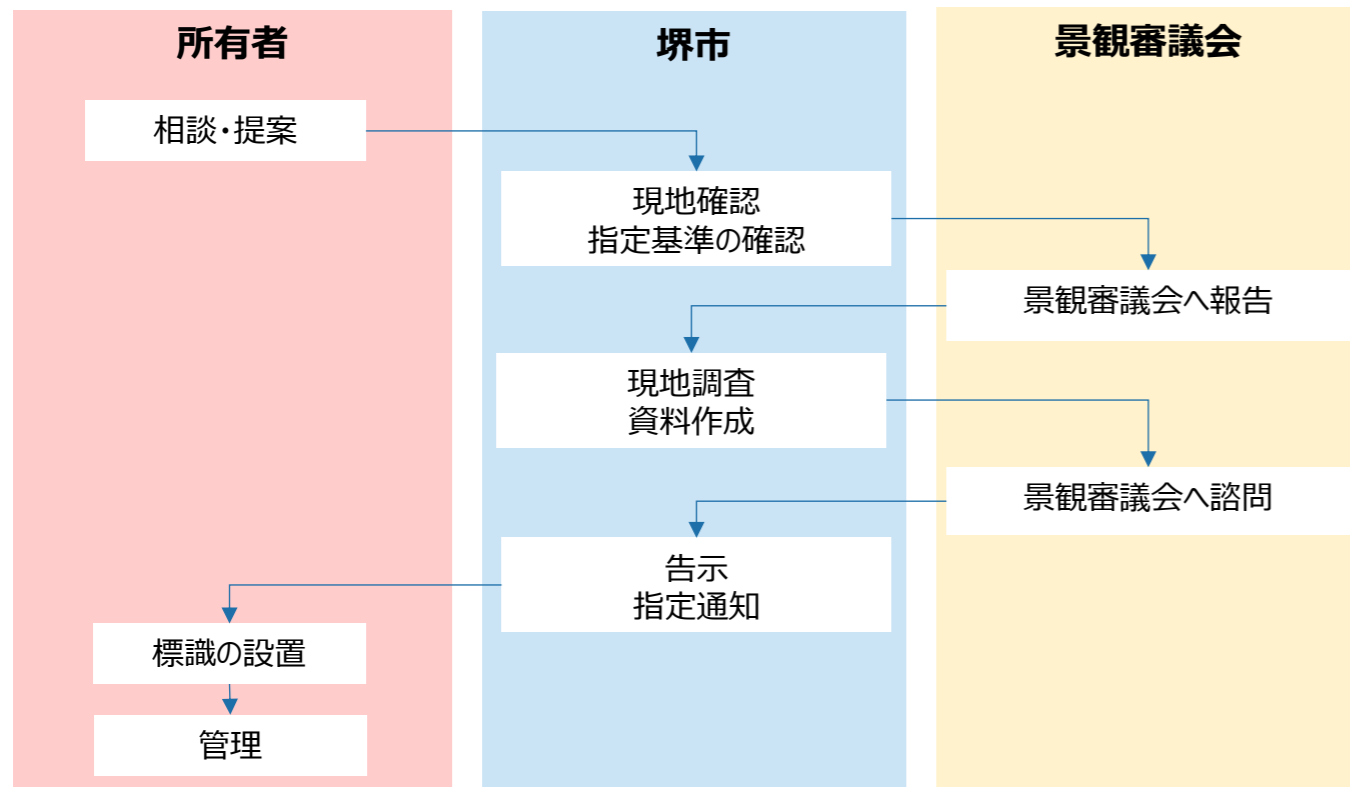


1 「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度に関する手引き（以下、手引き）」について

■ 制度の概要（手引きP.1）

- 景観重要建造物、景観重要樹木の指定制度は、景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化等の観点から、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、地域の景観形成に重要な役割を果たすものを、堺市長が指定する制度。
- 本市には、地域のシンボルとして親しまれてきた建造物や、暮らしの積み重ねが感じられるまちなみ、地域の誇りとなる樹木など、堺ならではの多彩な景観資源が存在している。
- 景観重要建造物等の指定は、地域の記憶と愛着を支えるこれらの景観資源を市民と共有し、保全・活用の取組を進めることで、堺の魅力と誇りを次の時代へ受け継ぐことを目的としている。

■ 指定の流れ（手引きP.2）



■ 景観重要建造物の指定方針・基準（手引きP.3）

- 指定方針1:地域の自然、歴史文化などからみて、外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもの
- 指定方針2:地域のシンボルとして親しまれ、景観形成を先導する役割を果たしているもの

景観重要建造物の指定基準

指定方針1の基準

- 道路など公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの
- 外観が地域の自然やまちなみと調和した景観を形成するもの又は時代の特色を伝える様式や技法で建造されたもの
- 堺市景観計画に示す地域別景観形成方針が求める景観特性に沿ったもの
- 現に所有者等により管理され、指定後も引き続き管理されることが見込まれるもの

指定方針2の基準

- 道路など公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの
- 公的機関のホームページ等で広く周知されているなど、地域のランドマークやシンボルとして多くの方に認知されているもの
- 堺市景観計画に示す地域別景観形成方針が求める景観特性に沿ったもの
- 現に所有者等により管理され、指定後も引き続き管理されることが見込まれるもの

■ 景観重要樹木の指定方針・基準（手引きP.4）

- 指定方針1:地域の自然、歴史文化などからみて、樹容が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもの
- 指定方針2:地域のシンボルとして親しまれ、地域の景観を特徴づける役割を果たしているもの

景観重要樹木の指定基準

指定方針1の基準

- 道路など公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの
- 昔からの言い伝えがあるなど歴史的・文化的意義のあるもの
- 堺市景観計画に示す地域別景観形成方針が求める景観特性に沿ったもの
- 現に所有者等により管理され、指定後も引き続き管理されることが見込まれるもの

指定方針2の基準

- 道路など公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの
- 公的機関のホームページ等で広く周知されているなど、地域のランドマークやシンボルとして多くの方に認知されているもの
- 堺市景観計画に示す地域別景観形成方針が求める景観特性に沿ったもの
- 現に所有者等により管理され、指定後も引き続き管理されることが見込まれるもの

■ 所有者からの提案（手引きP.5）

提案の際は、①～④の書類を必要書類とする。景観重要建造物の提案の際、⑤～⑦を所持している場合は合わせて提出いただき、所持していない場合は市で図面を作成する。

- 指定提案書（堺市景観条例施行規則様式第5号）
- 位置図（縮尺1/2500）
- 写真
- 同意書（他に所有者がいる場合）
- 配置図
- 平面図
- 立面図

⑤～⑦は景観重要建造物の場合のみ

■ 指定に伴う「支援」と「義務、制約」（手引きP.6～7）

| | | |
|---------|-------|---------------------------------------|
| 景観重要建造物 | 支援 | ①税制面の支援 ②維持管理に関する助言 |
| | 義務・制約 | ①所有者等の適切な管理義務 ②現状変更の規制 ③指定解除の制限 |
| 景観重要樹木 | 支援 | ①維持管理に関する助言 |
| | 義務・制約 | ①所有者等の適切な管理義務 ②現状変更の規制 ③指定解除の制限 |

2 今後の予定について

- 景観審議会での意見を踏まえて手引きを修正し、令和8年4月末に公表予定。
- 所有者からの提案のほか、本市による選定として、堺市景観計画で重点地域に指定している堺環濠都市地域及び百舌鳥古墳群周辺地域に位置する指定文化財、登録有形文化財のうち市所有のものについて指定を検討する。